

一般社団法人日本医療薬学会
薬物療法専門薬剤師認定申請に関するQ&A

一般社団法人日本医療薬学会
薬物療法専門薬剤師制度委員会

本学会薬物療法専門薬剤師認定制度における薬物療法専門薬剤師の認定申請に関するQ&Aを
下記のとおり示します。

● 当Q&Aで使用する用語の略記について

当Q&Aでは、繰り返し使用する用語を下記のとおり略記しています。

本学会の「薬物療法専門薬剤師制度」と「認定薬剤師制度」では、同一の認定資格の名称を使用し
ていますので、各認定制度における名称を混同しないよう十分にご確認ください。

- ・薬物療法専門薬剤師認定制度規程を「規程」
- ・薬物療法専門薬剤師認定制度規程細則を「細則」
- ・薬物療法専門薬剤師を「専門薬剤師」
- ・薬物療法指導薬剤師を「指導薬剤師」
- ・薬物療法専門薬剤師研修施設を「研修施設」
- ・薬物療法専門薬剤師研修を「研修」
- ・薬物療法専門薬剤師コアカリキュラムを「コアカリ」
- ・薬物療法専門薬剤師認定試験を「認定試験」
- ・認定薬剤師制度の認定薬剤師を「認定薬剤師」
- ・認定薬剤師制度の指導薬剤師を「本学会指導薬剤師」
- ・認定薬剤師制度の研修施設を「本学会研修施設」

<専門薬剤師の申請資格・暫定措置>

Q1 専門薬剤師の申請資格を確認したい。

A1 下記の専門薬剤師の申請資格（規程第4条の2）を満たしている必要があります。申請時には、下記の(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)の各資格を満たしていなければなりません。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有すること。
- (3) 申請時において、引き続き5年以上継続して本学会会員であること。
- (4) 認定薬剤師であること。
- (5) 本学会が認定する研修施設において、本学会の定めた研修コアカリに従って、薬物療法に関する5年以上の研修歴を有すること。
- (6) 本学会が認定する薬物療法の講習会を5年間で50単位以上履修していること。
- (7) 自ら実施した5年間の薬剤管理指導の実績50症例（4領域以上の疾患）を提出すること。
- (8) 査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に掲載された医療薬学に関する学術論文が3編以上（共著可）、国際学会あるいは全国規模の学会における医療薬学に関する学会発表が3回以上（うち、少なくとも1回は発表者）の全てを満たしていること。
- (9) 本学会が実施する認定試験に合格すること。

Q2 専門薬剤師の申請に係る【暫定措置】を確認したい。

A2 認定制度発足後5年間の【暫定措置】として、2016年度の認定申請までに次の事項が適用されます。（細則第6条、第7条）

- 1) 認定薬剤師であることに代えて、①日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、②薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、③日本臨床薬理学会による認定薬剤師、④日本薬剤師会生涯学習支援システムによるクリニカルラダーレベル5の認定者のうち、いずれかの認定を受けていること。
- 2) 研修施設における5年間の研修については、次の2つの要件を満たすことができれば、研修歴（研修期間）の過去への遡りが認められる。
 - ① 研修施設に在籍する「指導薬剤師」あるいは「本学会指導薬剤師」が証明者となる研修修了証明書を提出できること。
 - ② 上記の2)の①の研修修了証明書及び研修履修報告書に記載する研修期間については、履修した研修の証明者兼指導者である「指導薬剤師」あるいは「本学会指導薬剤師」と同一時期に、共に研修施設に在籍している期間に限られる。
- 3) 薬剤師としての実務経験を6年以上有する認定薬剤師は、「本学会が認定する薬物療法の講習会を5年間で50単位以上履修」という資格条件を、「5年間で30単位以上履修」とする。

Q 3 認定薬剤師「認定薬剤師認定試験に合格した認定者」が申請する際の資格を確認したい。

A 3 申請時において、次の資格を満たしていなければなりません。なお、認定試験は免除されません。

- 1) 本学会の会員歴が5年以上継続していること。
- 2) 研修施設において、薬物療法に関する4年以上の研修歴^{※1}を有していること。
- 3) 本学会が認定する薬物療法の講習会を5年間で50単位^{※2}以上履修していること。
- 4) 自ら実施した5年間の薬剤管理指導の実績50症例（4領域以上の疾患）を提出すること。

※1 認定薬剤師の研修歴については、Q&A 15を参照してください。

※2 【暫定措置】薬剤師としての実務経験が6年以上の場合は30単位以上で可。

Q 4 認定薬剤師「認定薬剤師制度の暫定措置により、認定薬剤師認定試験を受験していない認定者」が申請する場合の申請条件を確認したい。

A 4 申請時において、Q&A 3に示した内容に加えて認定試験を受験する必要があります。

Q 5 認定薬剤師の認定者でない者や本学会の会員歴が5年以上継続していない者は、専門薬剤師の申請ができないのか。

A 5 認定薬剤師でない方でも下記の資格を満たすことができれば、専門薬剤師の申請が可能です。ただし、本学会の会員歴により申請資格条件が異なります。^{※3}

① 本学会の会員歴が5年以上継続している方

申請時において、専門薬剤師の申請資格（規程第4条の2）の(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)を満たしていなければなりません。また、認定試験の受験は必須です。

② 【暫定措置】本学会の会員歴が5年以上継続していない方

申請時において、専門薬剤師の申請資格（規程第4条の2）の(1)、(2)、(5)、(6)、(7)、(8)を満たしていること、且つ日病薬生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修制度による認定薬剤師、日本臨床薬理学会認定薬剤師等による認定薬剤師あるいは日本薬剤師会生涯学習支援システムによるクリニカルラダーレベル5認定者のいずれかの認定を受けていなければなりません。また、認定試験の受験は必須です。

※3 Q&A 5に関する補足

- 1) Q&A 5の①(本学会の会員歴が5年以上継続している方)による申請の結果、専門薬剤師として認定される方は、同時に認定薬剤師の資格も満たします。その際、ご希望により「認定薬剤師の認定」を同時に取得することが可能です。(選択制:専門薬剤師の認定料のほか、認定薬剤師の認定料も同時に必要です。)
- 2) Q&A 5の②(【暫定措置】本学会の会員歴が5年以上継続していない方)による申請の結果、専門薬剤師として認定される方は、会員歴が5年に満たないために認定薬剤師の資格を満たすことができません。会員資格が継続して5年以上になった場合は、認定薬剤師資格を取得することができますが、その際の手続き方法については、改めてご案内いたします。

Q 6 認定申請、審査、認定試験および判定の流れについて教えて欲しい。

A 6 専門薬剤師の申請・受験・審査の流れは、下記の1)ら6)の順に進行します。本学会の認定薬剤師やがん専門薬剤師の認定審査や試験の順とは異なります。

- 1) 申請者は、申請書類を提出する。
- 2) 認定試験を受験する。
- 3) 認定試験の合否判定が行われ、その結果が通知される。
- 4) 認定試験合格者の申請書類を基に、委員会による審査が実施される。
- 5) 委員会による審査結果の取り扱いを本学会理事会で審議される。
- 6) 審査の結果が通知される。

<実務経験>

Q 7 薬剤師としての実務経験とは、どのような経験を指すのか。

A 7 次の7つの項目の全てが該当します。

- 1) 病院、診療所又は保健薬局において、薬剤師として勤務した経験です。
- 2) 本務先が病院の大学教員は、この実務経験に含めることができます。
- 3) 行政機関(保健所等)、企業、研究機関での勤務経験を含めることはできません。
- 4) 雇用形態「正規職員、非正規職員(賃金職員、レジデント・研修生)、顧問、嘱託、大学院生等」の別を問いませんが、1週間あたりの勤務時間が常勤者の勤務時間と同程度の勤務実態がなければなりません。
- 5) 大学病院等に研修生として在籍した際の実務経験については、研修施設の施設長より交付さ

れた診療従事許可を証明する書類と薬剤部門の長（あるいは研修施設の長）より交付された研修修了証明書（いずれもコピー）を提出が必要です。

<研修施設での5年間の研修>

Q 8 「薬物療法に関する5年以上の研修歴を有すること」を満たす要件は何か？

A 8 次のすべての条件を満たしていることです。

- 1) 研修施設における5年間の研修実績を有していることです。
- 2) 研修施設の施設長による在籍証明書が必要です。
- 3) 研修施設に在籍する指導薬剤師あるいは本学会指導薬剤師の研修修了証明書が必要です。
- 4) 研修施設ではない病院・診療所、保険薬局に勤務しながら研修施設の研修生として在籍する場合には、その研修施設に常勤する指導薬剤師または本学会指導薬剤師から研修コアカリに基づく通算5年以上の研修指導を受けることが必要です。
- 5) 研修歴は通算5年以上を有していれば良く、中断期間がある場合や複数の研修施設での研修歴（中断期間を除く）を合算することが可能です。

Q 9 「研修施設」には、本学会認定薬剤師制度又はがん専門薬剤師認定制度により認定された研修施設は含まれるのか？

A 9 含みません。各認定制度の各研修施設については、それぞれ独立した認定研修施設です。本専門薬剤師制度の研修は、「薬物療法専門薬剤師研修施設」における研修しか含めることができません。

Q 10 研修修了証明書の交付は、研修施設の指導薬剤師あるいは本学会指導薬剤師の代理者として、いずれの資格も有していない薬剤部門の長（薬剤部長等）が証明することは認められるのか？

A 10 認められません。

Q 11 研修施設の認定を受けた場合、他施設からの研修者を受入れなければならないのか？

A 11 他施設からの研修者の受け入れ義務はありません。しかしながら、本専門薬剤師認定制度の目的に鑑み、専門性の高い薬剤師を数多く養成し、国民の保健、医療、福祉に貢献するために

も、他施設からの研修者の積極的な受入れをご検討ください。

Q12 指導薬剤師あるいは本学会指導薬剤師が専門薬剤師の認定申請をする際、自身の研修修了証明を自身が証明することが認められるのか？

A12 自分自身の研修指導や修了証明は、認められません。

Q13 研修の指導・履修認定にあたり、指導薬剤師或いは本学会指導薬剤師は研修施設に常勤していなければならないのか？

A13 指導薬剤師或いは本学会指導薬剤師は、研修施設に常勤していなければなりません。

Q14 研修施設における研修については、その施設に常勤していなければならないのか。

A14 研修施設に常勤することについては、必須条件ではありません。

Q15 認定薬剤師は4年間の研修歴があれば良いのか。

A15 細則第1条の4により、4年間の研修歴をもって申請できます。ただし、研修修了証明書（薬物療法専門・様式4-1）及び研修履修報告書（様式4-2）の研修期間の記入欄には、なるべく5年間の研修期間を記入するようにしてください。

Q16 貴学会の「薬物療法専門薬剤師」と「がん専門薬剤師」の認定資格では、ともに5年間の研修履修が課されている。私が勤務する施設は「薬物療法専門薬剤師研修施設」と「がん専門薬剤師研修施設」の双方の認定を受けているが、同一期間に両制度の研修を履修することは認められるのか。

A16 2つの専門薬剤師認定制度の研修を兼ねることは認められません。各専門薬剤師認定制度では、認定資格の取得に必要な研修事項をコアカリとして定めていますが、各認定資格の特性に応じたコアカリを整備しています。それぞれのコアカリの内容は異なりますので、2つの専門薬剤師の認定資格の取得を目指される方は、それぞれ5年間以上の研修を履修してください。

<講習会の受講単位>

Q17 講習会とは、具体的に何を指すのか。

A17 本学会ホームページの薬物療法専門薬剤師認定制度、認定する領域の講習会に随時掲載しています。(参照：<http://www.jsphcs.jp/senmon-y/y-kousyuu.pdf>)

また、2017年度の申請からは、薬物療法専門薬剤師集中講義の受講を必須とします。

Q18 医療薬学会年会や公開シンポジウムへの参加を証明する書類については、主催者より交付されたもの参加証やネームカード以外の代用証明はあるのか。

A18 主催者(各年会・公開シンポジウムを担当した事務局)が交付した証明以外のものは認められません。

<薬剤管理指導の要約>

Q19 薬剤管理指導の要約「4領域以上の疾患」の解釈について説明して欲しい。

A19 次の2つの条件を満たす必要があります。

1) 薬物療法専門薬剤師認定制度規程細則別表2に示す16領域のうち4領域以上(1領域につき5症例以上)を含んでいることです。

(例：呼吸器12、消化器12、血液及び造血器疾患12、感染症10、その他4症例)

2) 内科系及び外科系について、領域を問わず各科を合算して10例以上を含んでいることです。

(例：内科系35、外科系15症例)

Q20 同一患者への複数回にわたった薬学的管理及び薬学的介入に係る指導について、入退院・再入院などがあった場合に、別の症例としてカウントすることができるのか。

A20 同一患者につき同一疾病による入院中、退院後の外来通院時、再入院時の各指導については同一症例となります。ただし、同一患者でも、異なる疾病による転科、通院又は再入院の際の指導については、別の症例としてカウントすることができます。

Q21 薬剤管理指導の要約については、患者の状態、副作用や相互作用の説明・確認などの情報を書き留めればよいのか？

A21 本申請で求める薬剤管理指導の要約とは、一般的な薬剤管理指導のような単なる副作用の説明・発現の確認や相互作用を確認・発見し、医師に処方変更を求めたという内容では認められません。申請書（Word ファイル）の 2 ページ目に「自ら実施した 5 年間の薬剤管理指導の実績の要約に関する留意事項（薬物療法専門・様式 6-2、6-3 の留意事項）」として、当薬剤管理指導の要約を作成するための様々な留意事項を明示していますので、確認の上、十分に留意した上で申請書を作成してください。

Q22 がん専門薬剤師認定者が本申請を行う際、薬剤管理指導の要約中にごがん専門薬剤師の申請時に提出した症例を転用することは認められるのか。また、その症例数に制限はあるのか。

A22 本申請にごがん専門薬剤師の認定申請（更新申請を含む）時に提出・審査を受けた症例を転用することは認められません。ただし、同一症例でも P A P O が異なっていると判断される場合には、同一症例の一部流用を認めます。なお、転用と判断される事例があった場合には、その症例をもって不認定といたします。

Q23 薬剤管理指導の要約 P A P O の書き方について教えて欲しい。

A23 P（problem）：その症例の薬物療法上の問題点を具体的に記載してください。

A（assessment）：何が原因なのかを客観的（検査値、判断材料など）に薬学的考察をしてください。P（plan）：どのような対策を考えたのか、根拠は何か（参考文献、ガイドラインなどを示す）について記載してください。O（outcome）：上記 plan によって、患者にどのような利益がもたらされたかを記載してください。分かりやすく簡潔に、根拠に基づいた判断を行うこと、医療チームにおけるコミュニケーションがとれているかどうかについても念頭に置いて記載してください。

<学術論文・学会発表>

Q24 学術論文 2 編と学会発表 2 回についてどのようなものが含まれますか？

A24 複数査読性（論文審査）がある国際的あるいは全国的学会誌・学術誌が対象で、複数査読を経していない論文や、査読のない依頼稿、商業誌、地方学会・団体の会誌の掲載稿、大学紀要の掲載論文は対象外です。1編は筆頭著者であることが必要で、Equal contribution の場合は筆頭著者と見なします。

学会発表については全国規模の学会で具体的には「日本医療薬学会年会、日本薬学会年会、医療薬学フォーラム/CP シンポジウム」などが該当します。各ブロック単位で開催される学術大会は含まれません。なお申請があった論文、学会発表については本学会の委員会で個別に審査します。

<薬物療法専門薬剤師認定試験>

Q25 認定試験免除の該当性を判断するための確認方法を教えて欲しい。

A25 認定薬剤師の更新歴がある方の認定薬剤師認定番号は10桁の番号「AA-BB-CCCC」で構成されています。BBの部分が03以下の方は、暫定措置による認定者です。04以上の方は認定薬剤師認定試験の合格者です。（BBは認定された年度を表しており、2004年度（平成16年度）より認定薬剤師試験を実施しています。なお、AAは更新後の認定期間が開始された年度を表しています。）

<その他>

Q26 専門薬剤師試験に合格し、申請書面の審査の結果、薬剤管理指導の要約が不十分であったとの理由で不認定になったという通知が届いたが、翌年、改めて申請する際には、認定試験、会員資格、受講単位、研修、論文・学会発表の各項目が「適」と判定されたものと考えられるため、薬剤管理指導の要約の審査を受ける（該当資料のみを提出する）だけで良いのか？

A26 各年度の申請・審査は、その都度、実施いたします。次回の申請の際には、改めて受験及び認定に必要な全ての書類・添付資料の提出が必要になります。

Q27 専門薬剤師の認定申請の際に、省略できる申請資料等はあるのか。

A27 認定薬剤師は、論文目録（薬物療法専門・様式8-1）及び学会発表目録（薬物療法専門薬・様式8-2）の提出は必須ですが、それぞれの添付資料となっている論文の別刷り及び発表要

旨のコピーの添付は不要です。

Q28 専門薬剤師の認定申請の際に、薬剤管理指導の要約50症例・6領域以上、論文5編、発表5回分、受講単位50単位をもって申請し、認定を受けた。今後、指導薬剤師の認定申請の際にも同じものを使用して申請することは可能か？

A28 可能です。ただし、指導薬剤師の認定申請の際には、省略が認められる資料等を除く全ての申請書・添付資料を提出しなければなりません。その際、改めて審査されますのでご注意ください。